

景観行政団体への移行について

1 要旨

牧之原市は、景観法の規定に基づき「景観行政団体」となるための協議書を平成21年9月2日付けで県（建設部都市局都市計画室）に提出し、平成21年9月15日付けで同意書を受領しました。これにより、公示期間を経て、市は平成21年11月1日から「景観行政団体」に移行します。

なお、県内の景観行政団体は、当市も含めこれで13市町となります。

県内の景観行政団体の市町

静岡市、浜松市、熱海市、富士市、三島市、伊東市、下田市、沼津市、新居町
富士宮市、掛川市、袋井市、牧之原市

2 背景

牧之原市の景観を考える市民団体（景観づくり市民会議）が今年の3月に、市の景観に関する検討結果（平成19年度～平成20年度）を市長に提言したことや広大な茶畑、美しい海岸線など市内の豊かな景観資源を活用し、良好な景観施策を進めるため、景観行政団体への移行手続きについて、県と協議してきました。

提言書

富士山静岡空港の開港後、周辺地域において更なる開発動向の高まりが予想され無秩序な開発による眺望の阻害や魅力的な景観が失われることを懸念しており、「早急に景観行政団体となり、積極的に景観施策に取り組むべき」と示されていた。

3 概要

(1) 景観行政団体とは

平成17年6月に施行された、我が国初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」において、地域における積極的に景観行政を担う主体として景観行政団体という概念を設けており、都道府県、政令市、中核市は自動的になり、その他の市町は都道府県知事との協議・同意により、景観行政団体となることができません。

景観行政団体は、良好な景観を保全・創出する必要がある区域について「景観計画」を策定し、建築物等の色彩やデザインなどについて規制誘導を行うことができる他、「景観重要建造物」や「景観協議会」など景観法に規定された各種手法を活用して、自ら景観施策を推進することができます。

(2) 今後の流れについて

市民・地域との協力や関係団体との連携を図るべく、市民、企業・団体、行政から成る、景観計画策定の組織を立ち上げ、数年後の景観計画や関係条例の制定をめざしつつ、昨年実施した景観講演会（H20.10.15 い～ら）などの景観を身近に感じられるようなイベントや広報活動を行い、市民意識の高揚を図って、良好な牧之原市の景観形成に向けて、取り組んでいきます。

(3) 全国の景観行政団体の状況

政令市・中核市以外の都道府県知事の同意により景観行政団体となった市町村は、全国において312団体あります。（平成21年10月1日現在）

(4) 関係部署

・静岡県建設部都市局都市計画室都市行政係（TEL:054-221-3062）